

公立学校共済組合員の資格を取得した 会員のみなさんへ

令和7年度版

山口県教職員互助会 のご案内



教職員互助会とは

山口県条例に基づき設立された財団法人として、会員の相互扶助により組織された団体で、教職員の生活の安定と福祉の充実を図るとともに、教育の向上を目的としています。

現在、約 32,000人の会員（現職：12,000人、退職：20,000人）に対し、福利厚生事業として、健康管理事業をはじめ、各種の給付事業等を実施しています。

一般掛金

給料月額（基本給＋調整額＋教職調整額）× 100分の1の額を、毎月給与控除します。

主な事業

Point

- Point①** : 病気やケガで病院にかかっても、医療費補助が手厚いので、**経済的不安が少ない**。（生命保険等にあまりお金を掛けなくて良い！）
- Point②** : 退会しても、退職生業資金で掛金（給付率を乗じる）が戻ってくる！
- Point③** : 「モバイル会員証」の提示で全国各地の業者や施設の割引特典が受けられる、コンサート等の各種公演の入場料や美術館等入館料の補助などの**福利厚生事業が充実している**！

退職互助部 制度

退職互助部制度は教職員のみにある制度で、退職時の手続により退職会員となることができ、生涯にわたって事業の適用を受けることができるものです。
36歳からは、退職互助部現職会員の資格を取得し、退職会員になるための掛金を納入していただきます。（現職中は掛金納入期間で、事業適用はありません。）



一般財団法人 山口県教職員互助会



給付事業

Point

結婚や出産したとき・・・

結婚祝金 40,000円
出産祝金 20,000円



ご不幸や災害にあったとき・・・

会員死亡弔慰金 1,000,000円
家族死亡弔慰金 20,000円 ～ 100,000円
災害見舞金 3,000円 ～ 300,000円

病気やケガで休んだとき・・・

傷病見舞金 15,000円 ～ 50,000円
※ 引き続き30日以上勤務できなかった場合

退会したとき・・・

Point

退職生業資金 掛金相当額 × 給付率
※ 退会時点の給付率を乗じた額を給付します。

病気やケガで病院にかかったとき・・・

会員・家族療養費として、健康保険証を使用し、医療機関で療養（外来・入院・調剤）を受けたとき、ひと月の自己負担額に対し給付します。

給付額：会員は2,000円、家族は3,000円を控除した額に80%を乗じた額（100円未満切捨）

（会員療養費：計算例①）

外来で、保険診療分 5,110円 を支払った場合

$(5,110円 - 2,000円) \times 80\% = 2,400円$ （100円未満切捨）

～ 最終的な自己負担額は？ ～

$5,110円 - 2,400円 = 2,710円$

（会員療養費：計算例②）

入院し、保険診療分 30,000円 を支払った場合

$30,000円 - 25,000円 = 5,000円$ （公立・公費から給付）

$(25,000円 - 2,000円) \times 80\% = 18,400円$ （100円未満切捨）

～ 最終的な自己負担額は？ ～

$30,000円 - 5,000円 - 18,400円 = 6,600円$

登録口座へ自動給付をするため、請求の必要はありません。



福利厚生事業

暮らしを応援します

Point

○ 会員証割引事業

「モバイル会員証」を提示することで、契約している全国各地の業者（施設）の割引特典が受けられます。システムにアクセスすることで「モバイル会員証」の表示や利用できる業者（施設）検索が可能です。

【検索カテゴリー一覧】

旅行社、温泉、ホテル、旅館、飲食店、テーマパーク、ボウリング場、駐車場、レンタカー、ケーブルカー、ビーチ、キャンプ場、ロープウェイ、眼鏡店、化粧品、音楽鑑賞、電機製品、カタログ販売、映画館、ケーブルTV、カラオケ、劇場、イベントホール、美術館、博物館、カルチャー、スポーツクラブ、ゴルフ練習場、ゴルフ場、プール、スノーボード、ウィンタースポーツ、乗馬クラブ、テニスクラブ、健康美容、介護関係、引越運送、住宅関連、会議室、結婚式場、婚礼、葬儀社、返戻ギフト、自動車学校、車整備、フェリー、クレジットカード

パソコンからも施設検索は可能です。

※ QRコードからアクセスしてください。

<http://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com>

※ システムにアクセスできない方は、「カード式会員証」を発行しますので、お知らせください。



○ 介護休暇給付金

介護休暇を取得して給料の全部又は一部が支給されない場合、給付があります。

○ 教職員総合相談

（県・共済組合と共同実施）

生活全般についての相談が無料で受けられます。（職場、結婚、法律、経済、その他、一身上の問題等）

○ 広報誌「福利やまぐち」

（共済組合と共同実施）

年3回、全会員に配付し、身近な情報や福利厚生事業内容等を紹介します。

文化・教養関係

Point

○ 芸術・文化鑑賞等補助

全国で開催される各種公演等の入場料（5,000円以上のものに限る。）の一部補助します。（年度内1回 2,000円）

○ 名秀作展入館補助

Point

< 展覧会補助 >

指定する県内施設で開催される展覧会に対し、入場料の60% 程度を補助（限度額400円）

- 山口県立美術館 ○山口県立山口博物館
- 山口県立萩美術館・浦上記念館 ○周南市美術博物館
- 下関市立美術館

< 年会費補助 >

県立美術館メンバーズクラブ（一律800円）

- 山口県立美術館
- 山口県立萩美術館・浦上記念館

県立山口博物館友の会（一律400円）



セミナーに参加しよう

○ ライフプランセミナー

（県・共済組合と共同実施）

在職中から退職後の生涯において充実した生活を送れるよう、三つの年代層に応じた内容のセミナーを開催（7、8月）

- ・リーフセミナー（44歳以下の会員及び配偶者）
- ・フラワーセミナー（45歳以上54歳以下の会員及び配偶者）
- ・ハーベストセミナー（55歳以上の会員及び配偶者）



健康管理をサポート

○ 肺疾患検診（ヘリカルCT検査）

肺疾患の早期発見・早期治療に資するため、夏休み期間にCT専用検診車で県内を巡回し、検診を実施します。

○ 保健指導員による所属訪問

（県・共済組合と共同実施）

保健指導員が各所属を訪問し、保健相談・保健指導・メンタルヘルス相談等を実施します。

○ 「心の健康相談利用券」による専門医等への無料相談

（県・共済組合と共同実施）

専門医等への相談が、年度内3回まで無料で受けられます。

メンタルヘルスポケットブックに綴じ込んである「心の健康相談利用券」を利用してください。



生命保険をお助け

➡ 同封のチラシもご覧ください。

○ 団体保険の取扱い（個人で加入するよりもお手頃な保険料で、給料控除ができます。）

1 生活サポートプラン … 1年更新のため、ご自身のライフスタイルに合った内容を検討できます。

商品名	保険の種類	保障期間	取扱会社	募集期間
生活サポート（復興資金）	死亡・高度一時金	70歳まで	明治安田生命 他3社	10～11月
生活サポート（維持資金）	障害保障 年金			
特定疾病サポート	特定疾病保障	現職中	明治安田生命	
就業不能サポート	就業不能保障			
医療費サポート（一時金型）	医療保障	終身医療切替可	明治安田生命	
医療費サポート（医療保障型）			明治安田生命	
アクシデントサポート	傷害保険	80歳まで切替可	明治安田損保	

2 積立終身保険、がん保険、医療保険、介護保険

保険の種類	取扱会社	募集期間
積立終身保険	アクサ生命 他5社	5月
がん保険、医療保険、介護保険	アフラック生命	通年



退職互助部制度（退職後の制度）

退職互助部制度は、退職後、会員の皆様に安心して充実した生活を送っていただくために、療養補助金の給付を始めとした各種事業を実施しています。



現職会員 掛金

給料月額（基本給＋調整額＋教職調整額）× 1000分の3の額を、36歳になる年度から毎月給与控除します。

退職会員 資格取得

- 現職会員として掛金を納入している者が55歳以上で退職し、30年間（360月）の掛金を納入した場合、退職互助部「特別会員」になることができます。（現職会員期間が30年に満たない場合、不足分の掛金は一括納入が必要です。）
- 配偶者が希望する場合は、会員同額の掛金納入することで「配偶者会員」になることができ、特別会員同様の事業適用が可能になります。
- 仮に、退職会員になることを希望しない場合は、既納入分の掛金を脱退一時金として全額返金します。

～「特別会員」及び「配偶者会員」の資格取得後～

退職互助部の事業適用スタート

事業名	事業内容
療養補助金（メイン事業）	55～85歳に達する日の前日までの間、保険適用分の自己負担額から、2,000円を控除した額に80%を乗じた額を給付（R7年10月受診分から2万円上限／1申請単位）
歳を重ねるにつれて、病院にお世話になることがあると思います。 そんな時は、 療養補助金の給付 で、生活をしっかりサポートすることができます！	
埋葬料	会員になり4年以内に亡くなった場合、加入期間に応じて給付（2万～10万円）
退会給付金	会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付（1万～10万円）
長寿祝品の贈呈	米寿、白寿に達したとき記念品料を贈呈（米寿 2万円、白寿 3万円）
地区活動運営費助成	会員等の相互の親睦と交流を深めるため開催する地区集会等の経費の一部を助成
退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行（毎年4月下旬配送）
グループ補助	会員等を含むグループの趣味の会等に対して補助（構成人員に応じて1万～5万円）
セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人一泊につき2千円を補助（3連泊を限度）
献花の贈呈	葬儀の際に弔花のお供えをする。お供えができなかった場合、献花料相当額を遺族へ送金
災害見舞金	災害の程度により見舞金を給付（1万～5万円）
人間ドック補助	指定する検診機関で受検した場合補助（泊ドック 1万円、日帰りドック 5千円）
会員証割引事業	全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、施設等の割引特典を受けられる。
名秀作展入館補助	指定する県内施設での展覧会の観覧料を一部補助（限度額 400円）
教職員相談室の利用	一般相談、結婚相談等、2名の相談員があらゆる相談に応じます。
TGJ傷害保険	傷害保険加入により、日常のさまざまなケガ等を補償



一般財団法人 山口県教職員互助会 事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1 県庁13階

TEL : 083-933-4777

ホームページ : <https://yamakyogo.jp>

FAX : 083-933-4589

受付 : 月曜日～金曜日
(8:30～17:15)

※ 二次元コードからもアクセスできます。



互助会取扱いの 団体保険のご案内

「生活サポートプラン」等、互助会で取り扱っている保険は、団体扱いのためお手頃な保険料で加入できます。また、1年ごとの契約更新の商品もあり、ご自身のライフスタイルに合った内容を検討できます。
是非、この機会に保険加入について検討されてみてはいかがでしょうか？

1 生活サポートプラン（団体扱いのグループ保険）

検討ポイント①？

- ① お手頃な保険料！
- ② 1年更新のため毎年保障内容の見直しができる。
- ③ 年齢性別関係なく、復興資金は保険料が一律
- ④ アクシデントサポート（傷害保険）では、賠償責任（自転車事故での賠償等）や携行品損害（外出先でスマホを落として壊れた場合等）も補償対象。
- ⑤ 給与控除ができる。
- ⑥ 収支決算で剰余金が生じた場合、配当金が還付されるため、保険料が更に抑えられる。
* 復興資金、維持資金、就業不能サポート、医療費サポート（医療保障型：生保部分）
- ⑦ 専用アプリで加入内容等の確認ができる。

幅広い保障に対応しています！



商品名		該当事由		月額保険料（概算）		備考
				（保険年齢） 30歳男性	（保険年齢） 30歳女性	
生活サポート（復興資金）		死亡、高度障害の保障	（一時金受取）	310円		100万円の場合
復興資金の加入が必要	生活サポート（維持資金）		（年金受取）	282円	207円	300万円の場合
	特定疾病サポート	特定疾病の保障（一時金又は年金）		234円	219円	主契約100万円の場合
	就業不能サポート	就業不能時の保障（一時金）		530円	670円	基準5万円の場合
	医療費サポート（一時金型）	入院、外来治療等の保障	（一時金）	156円	231円	入院支援給付金1万円の場合
	医療費サポート（医療保障型）		（日額保障）	1,414円		入院日額3,000円の場合
アクシデントサポート		ケガや個人賠償責任等の補償		580円		入院日額1,500円の場合

- ・記載の保険料は概算保険料です。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ・制度内容等の詳細は、パンフレットを参照してください。

2 積立終身保険

検討ポイント③？

- ① 積立金は約1%で運用 ② 給与控除ができる。 ③ 積立中も一部（全額）解約ができる。

現職中	退職後
・ 1口（2,000円）から25口までの積立が可能。 ・ 積立期間が概ね5年以下の脱退は、元本割れが生じます。	⇒ 在職中の積立金をもとに、「医療保険に加入する」か「年金で受け取る」を選択。（一時金で受け取ることもできます。）

3 アフラック生命の保険

検討ポイント②？

- ① 団体扱いのため個人で申込むより保険料が割安！
② 給与控除ができる。

保険の種類
がん保険、医療保険、介護保険

詳細は、二次元コードから専用ページにアクセスしてみてください♪



もっと詳しく知りたい!!
検討したい!!
という方は
裏面へ

— 互助会取扱いの保険のことを もっと詳しく知りたい方へ —

「資料請求をしたい」や「詳しい保険の説明が聞きたい」など、
まずはお気軽にご連絡ください！

一般財団法人 山口県教職員互助会 行
（ TEL ） 083-933-4777
（ FAX ） 083-933-4589 （ FAXの場合、送り状不要 ）

☐ 資料請求をしたい ☐ 詳しい保険の説明 が聞きたい ※ どちらかに☑してください。	保険種別（ご希望に☑してください。）	加入時期
	☐ 生活サポートプラン	3月 (8月)
	☐ 積立終身保険	7月
	☐ アフラック生命（がん保険、医療保険、介護保険）	通年

所 属 名	(所属コード)
氏 名	(職員番号)
資料送付先	〒
電話番号	
そ の 他 (ご要望等)	(例)「電話で相談したい」や「電話は、〇時以降にして欲しい」等

※ 保険会社または代理店の担当者が、**所属等へ訪問して説明することも可能です。**
 その場合は、事前にご希望の日時を伺ったうえで調整させていただきますので、お気軽にご連絡ください。